

令和8年度

山陽小野田市 保育園等利用案内

★保育園等とは…

小学校入学前のお子様を仕事や病気等の理由により、日中家庭において面倒をみることができない場合、保護者によって保育する児童福祉施設です。山陽小野田市には認可保育所、認定こども園（保育利用）、事業所内保育事業所があります。

1. 申込受付期間

令和8年度の保育園等の入所申込受付期間は、次のとおりです。
期限内に子育て支援課へ必要書類を提出してください。

申込受付期間		結果通知
一次受付	令和7年11月4日(火)～令和7年11月28日(金)	1月中旬
二次受付	令和7年12月1日(月)～令和8年1月30日(金)	2月中旬
随時受付	毎月1日入所…入所希望日3か月前から前月初日まで 毎月15日入所…入所希望日3か月前から前月15日まで ※審査の都合上、1日及び15日以外の入所はできません。 ※締切日が閉庁日の場合、直前の開庁日を締切日とします。	入所希望日の 2～3週間前

※ 申込前にご確認ください ※

空きがない場合や申込者多数の場合は、入所できないことがあります。
入所できなかったときのことを想定して、ご家族でご相談のうえ、申込みしてください。

福祉部 子育て支援課 保育係

山陽小野田市日の出一丁目1番1号

TEL 0836-82-1207

2. 市内保育園等施設一覧

(1) 保育園

名 称	公私	定員	所在地(小学校区)・電話番号	開園時間	保育年齢
焼野保育園	私	100	小野田612番地2(本山) 0836-88-0514	7:00～19:00 (標準時間 7:00～18:00) (短時間 8:30～16:30)	3か月～
須恵保育園	私	110	小野田3385番地6(赤崎) 0836-88-0250	7:00～19:00 (標準時間 7:00～18:00) (短時間 8:30～16:30)	3か月～
さくら保育園	私	100	赤崎二丁目1番28号(赤崎) 0836-88-0388	7:30～19:00 (標準時間 7:30～18:30) (短時間 8:30～16:30)	2か月～
伸宏保育園	私	90	港町7番43号(須恵) 0836-83-3139	7:00～19:00 (標準時間 7:30～18:30) (短時間 8:30～16:30)	4か月～
姫井保育園	私	90	小野田7301番地(小野田) 0836-83-2371	7:00～19:00 (標準時間 7:00～18:00) (短時間 8:30～16:30)	4か月～
石井手保育園	私	125	東高泊333番地(高千帆) 0836-83-8375	7:15～18:45 (標準時間 7:15～18:15) (短時間 8:30～16:30)	6か月～
西高泊保育園	私	60	西高泊1867番地1(高泊) 0836-81-2400	7:00～19:00 (標準時間 7:00～18:00) (短時間 8:30～16:30)	4か月～
日の出保育園	公	120	日の出二丁目5番28号(高千帆) 0836-83-2712	7:15～18:15 (標準時間 7:15～18:15) (短時間 8:30～16:30)	3か月～
こぐま保育園	私	40	有帆10509番地15(有帆) 0836-83-5127	7:30～19:00 (標準時間 7:30～18:30) (短時間 8:30～16:30)	2か月～
真珠保育園	私	100	厚狭1031番地1(厚狭) 0836-73-0188	7:00～19:00 (標準時間 7:00～18:00) (短時間 8:30～16:30)	3か月～
貞源寺保育園	私	60	郡1391番地(厚狭) 0836-72-0885	7:30～19:00 (標準時間 7:30～18:30) (短時間 8:30～16:30)	3か月～
貞源寺 第二保育園	私	60	鴨庄132番地1(厚狭) 0836-72-0606	7:15～19:00 (標準時間 7:30～18:30) (短時間 8:30～16:30)	3か月～
ねたろう保育園	公	140	桜二丁目3番21号(厚狭) 0836-71-0220	7:15～18:15 (標準時間 7:15～18:15) (短時間 8:30～16:30)	3か月～
厚陽保育園	公	60	郡3510番地(厚陽) 0836-74-8411	7:15～18:15 (標準時間 7:15～18:15) (短時間 8:30～16:30)	3か月～
あおい保育園	私	45	埴生782番地(埴生) 0836-76-1550	7:10～19:00 (標準時間 7:10～18:10) (短時間 8:30～16:30)	3か月～

(2) 事業所内保育事業所 ※ 令和8年4月1日現在の年齢が0～2歳の児童が対象

名 称	公私	定員	所在地(小学校区)・電話番号	開園時間	保育年齢
ヤクルト保育園 プティット小野田	私	10	千崎495番地4(高千帆) 0836-84-4727	7:00～19:00 (標準時間 7:30～18:30) (短時間 8:30～16:30)	4か月～

(3) 認定こども園

名 称	公私	定員	所在地(小学校区)・電話番号	開園時間	保育年齢
認定こども園 小野田めぐみ 幼稚園	私	33	稲荷町3番25号(小野田) 0836-83-3236	7:15～18:45 (標準時間 7:15～18:15) (短時間 8:15～16:15)	6か月～
認定こども園 小野田小百合 幼稚園	私	20	小野田1280番地2(須恵) 0836-83-2101	7:30～18:30 (標準時間 7:30～18:30) (短時間 8:00～16:00)	2歳～

※令和8年4月1日から小野田小百合幼稚園が認定こども園へ移行する予定です。

※認定された保育時間を超えて預けたいときは延長保育を利用できます。詳細は「9 利用者負担額について」の(3)をご参照ください。

3. 保育園等を利用できる方

保育園等は、保護者が次のいずれかの理由により家庭で保育ができず、保育園等での保育を必要とする場合に利用することができます。

保育を必要とする要件により保育認定時間と保育料が異なります。

なお、出産前のお子様の入所申込はできません。

保育を必要とする要件	認定期間(利用可能期間)	保育時間
就労	就労している間 (月52時間以上)	月120時間以上…標準時間 月120時間未満…短時間
妊娠・出産	出産予定日の3か月前から 出産後3か月のうち、必要な期間	標準時間
保護者の疾病・障害	診断書に記載された加療期間	標準時間
親族の介護、看護	診断書に記載された加療期間 または状況に応じて認定	短時間
災害復旧	状況に応じて認定	標準時間
就学	就学している間 (月52時間以上)	月120時間以上…標準時間 月120時間未満…短時間
求職活動	入所または離職後3か月 ※ <u>同一年度で最大4か月まで</u>	短時間
虐待やDVの恐れがある	状況に応じて認定	標準時間
育児休業中の継続入所 ※新規入所・転園不可	出産日翌月から1年6か月	短時間
その他	状況に応じて認定	状況に応じて認定

※120時間未満の就労・就学は原則、短時間保育となりますが、勤務時間帯が短時間保育の時間帯を超える場合、例外として標準時間での利用を認定します。

4. 入所までの流れ

(1) 園見学

入所後に、想定と違ったということのないよう、入所を検討している園に必ず見学に行き、園までの送迎時間や園の雰囲気等を確認してください。第一希望の園に入所できるとは限りませんので、複数の園を見学することをお勧めします（見学については事前に園に連絡してください）。また、見学は可能な限りお子様と一緒に行ってください。

(2) 利用申込

①申込方法

提出期間	表紙のとおり
提出場所	市役所子育て支援課 ※各支所・保育園等では受付できません。 ※郵送可(期限内必着) 郵送先：〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号
提出物	・施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申込書 ・保育を必要とする理由を証明する書類(②必要書類参照) ※兄弟姉妹で同時申込をする場合は、 申込書は児童1名につき1部、②の必要書類は1世帯につき1部提出してください。

②必要書類

就労	就労証明書
妊娠・出産	申立書、出産日の確認できるもの（母子手帳の写し等）
保護者の疾病・障害	申立書、医師の診断書または障害者手帳の写し
親族の介護、看護	申立書、医師の診断書または障害者手帳の写し
災害復旧	状況の確認できる書類
就学	在学証明書、就学時間の確認できる書類（時間割等）
求職活動	申立書
虐待やDVの恐れがある	状況の確認できる書類
その他	状況の確認できる書類

※ 証明書は、令和7年10月1日以降に証明された書類を提出してください。

※ 65歳未満の祖父母と同居している家庭は、祖父母の書類の提出がない場合は減点になりますので、ご注意ください。

《申込の注意事項》

◎ 年度途中からの入所希望であっても、一次受付期間に申込できます。

◎ 求職活動での申込について

求職活動を要件として一次受付期間に申込する場合、入所日は4月1日のみです。保育園への入所が内定したときは、4月中に就労開始することを確認できる就労証明書を3月末までに提出してください。提出が無い場合、入所の内定取消となりますのでご注意ください。

また、一次受付終了後の求職活動を要件とする申込は全て随時申込となります。随時申込で入所が決定した方は、入所後3か月以内に就労を開始し、就労証明書をご提出ください。

◎ 育児休業からの就労復帰での申込について

現在、育児休業中の方が保育園等に入所する場合、入所後1か月以内の就労復帰が必要です。入所当初は慣らし保育を行うため、終日保育はできません。早い時間での迎えに対応できるよう、復帰日より早い日付での入所をお勧めします。

◎ 内定後の辞退は原則できません。

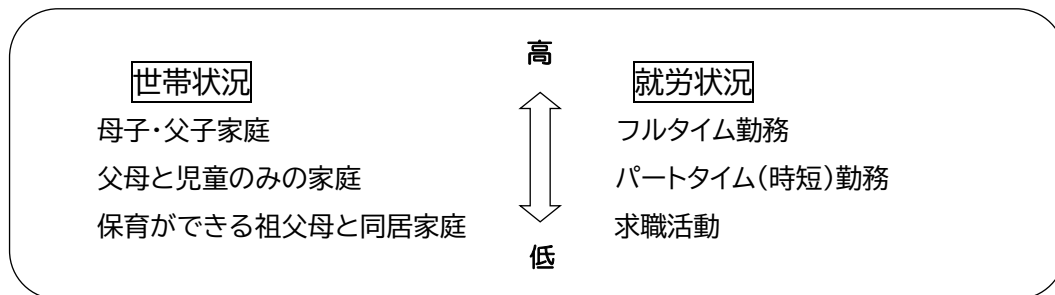
必ず入所を希望する施設のみ記入してください。仕事やご家庭の事情により、入園ができなくなった場合は、速やかに、子育て支援課へ連絡してください。

(3) 選考

受入可能人数を超えて申込があった場合は、ご家庭の状況や保育を必要とする要件等から優先順位を決定し、優先順位の高い方から希望園にご案内します。

選考基準の詳細は、「保育の必要性の認定及び利用調整に関する基準要綱」をご参照ください（ホームページに掲載しています）。

《選考時の優先順位(例)》



(4) 結果通知

選考後、結果を通知します。一次選考結果は1月中旬、二次選考結果は2月中旬に文書を送付します。随時選考については、入所希望日の2～3週間前を目安にお知らせします。

通知後の対応について

《保育園等への入所が決まった場合》

希望園への入所が内定・決定した場合、「内定通知書」または「利用承諾通知書」を送付します。入所に向けて準備を進めるため、通知が届き次第、保護者から内定した保育園等に連絡してください。

《待機となった場合》

入所ができない場合、「待機通知書」を送付します。

待機になった方については、申込の取下げがない限り、当年度中は選考対象となります。育児休業の延長や他の認可外保育施設等への入所等に伴い、保育園等の利用を希望しなくなった場合には、必ず子育て支援課へ連絡してください。

(5) 利用開始

園の決まりを守って利用してください。

5. 山陽小野田市外の保育施設の利用を希望する場合

山陽小野田市に在住している方が山陽小野田市外の保育園等の利用を希望する場合、山陽小野田市だけでなく、利用を希望する保育園等のある市区町村が定める申込条件を満たす必要があります。ご自身で申込先の市区町村の申込に係る条件や必要書類をご確認いただき、申込先の市区町村の定める申込締切日の1週間前までに、山陽小野田市子育て支援課へご提出ください。

申込書受理後、山陽小野田市から申込先の市区町村に協議文書を送付しますので、申込締切日の1週間前を過ぎてから提出された場合、協議文書の送付が間に合わず、入所希望日からの利用ができない場合がありますのでご了承ください。

6. 市外在住の方が山陽小野田市の保育施設の利用を希望する場合

(1) 山陽小野田市に転入予定の場合

申込時点で市外に在住し、入所日前日までに転入予定の場合は、山陽小野田市に転入後の住所が確定している方に限り、山陽小野田市に直接申込することができます。

転入後の住所が確定していない方は、現在お住まいの市区町村にて申込してください。

ただし、いずれの場合も、入所日前日時点で転入のお手続きが完了していることが確認できれば内定取消となりますので、ご注意ください。

(2) 山陽小野田市に転入予定が無い場合

市外に在住している方が山陽小野田市の保育園等を利用する場合は、お住まいの市区町村にて申込してください。

申込できるのは次のいずれかに該当する方に限ります。

- ① 父母のいずれかの就労先が山陽小野田市にあること
- ② 里帰り出産（実家が山陽小野田市内）に伴う産前産後の利用であること

なお、市外在住の方は、公立保育園（日の出保育園、厚陽保育園、ねたろう保育園）はご利用いただけません。

7. 山陽小野田市外に転出した場合

市外に転出された場合、山陽小野田市での認定は転出月の末日までとなります。

転出後も継続して同じ保育園等の利用を希望される場合は、転出先の市区町村で入所の手続きが必要になりますので、事前に山陽小野田市子育て支援課及び転出先の市区町村の担当課にご相談ください。

《公立保育園に在所中の場合》

公立保育園は原則、山陽小野田市民の方しか利用できませんが、年度途中で転出した場合は、その年度に限り継続して利用できます。

翌年度以降は継続利用できませんので、転出先の市区町村にて転園の手続きをしてください。

《私立保育園に在所中の場合》

転出した年度については要件を求めず継続して利用できますが、翌年度以降も継続利用するには、父母のいずれかの就労先が山陽小野田市にあることが条件となります。就労先が山陽小野田市にない場合は、年度末で退園となります。

8. 入所後の留意事項について

◎ 就労先・家庭状況等の変更について

保育園等の利用中に、就労先やご家庭の状況が変わった場合は、速やかに利用中の園あるいは子育て支援課に届け出てください。認定要件や認定時間、保育料は、届け出た月の翌月からの変更となります。

ただし、退職していた等、保育園等を利用する要件がなくなったことを隠蔽し、不当に保育園等を利用していたことが発覚した場合、その時点で退所となる場合があります。

◎ 保育時間について

標準時間保育を利用するには、父母のいずれもが標準時間の要件を満たす必要があります。短時間から標準時間に変更したいときは、標準時間の要件を満たしていることが確認できる書類を提出してください。保育時間の変更は手続きした月の翌月からとなり、月途中からの変更はできません。保育時間の変更を希望する場合は、事前にお手続きください。

また、標準時間から短時間に変更する場合は、電話また子育て支援課窓口にてお申し出ください。

◎ 退所について

保育園等を退所する場合、原則月末での退所となります。退所日を遡ることはできませんので、事前に退所届を利用中の園にご提出ください。

◎ 保育料は必ず納付期限内にお支払いください。

口座振替での納付をお勧めします。

9. 利用者負担額(保育料等)について

(1) 保育料

保育料は父母の市民税所得割額に基づき算定します。保育料はどの園を利用しても同じ金額ですが、教材費等の実費徴収額は園によって異なります。

0～2歳 ※3歳になる年度の年度末まで保育料が発生します。

令和8年 4～9月 … 令和7年度市民税所得額(令和6年中の収入)
令和8年10～3月 … 令和8年度市民税所得額(令和7年中の収入) } に基づき決定

※同一生計内で第2子以降の児童の保育料は無償化となります。

3～5歳

3歳以上の児童は保育料が無償化となります。

(2) 副食費

3～5歳の児童は、副食費(給食費)が発生します。各園の定める金額を、直接園に支払います。副食費は市民税額と出生順位により徴収免除があります(詳細は裏表紙をご参照ください)。

なお、0～2歳の児童の副食費は、保育料に含まれています。

税額の更正等があった場合、保育料の金額または副食費の徴収有無が変更になることがありますので、更正があった場合はお申し出ください。なお、保育料の変更は申し出のあった翌月からです。遡及して変更することはありませんのでご注意ください。

(3) 延長保育

認定された保育時間を超えて預けたいときは延長保育を利用できます。なお、短時間保育の方が延長保育を利用したときは延長保育料が別途かかります(1日200円、月上限3,000円)。

令和8年度 山陽小野田市保育料

※1号認定(幼稚園等)、2号認定(保育園等の3歳以上)の保育料は無料です

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		3号認定(保育園等) 3歳未満(保育料)	
階層 区分	定 義	標準時間	短時間
		上段:第1子	
		下段:第2子以降	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0	0
Ba	A階層を除き市民税非課税世帯 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	0	0
Bb	A階層およびBa 階層を除き 市町村民税非課税世帯	0	0
Ca	市民税所得割非課税(均等割のみ課税) [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	6,500 0	6,400 0
Cb	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	14,000 0	13,800 0
D1a	所得割課税額48,600円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	7,400 0	7,200 0
D1b	所得割課税額 48,600円未満	19,400 0	19,200 0
D2a	所得割課税額60,000円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	8,300 0	8,100 0
D2b	所得割課税額 60,000円未満	23,000 0	22,600 0
D3a	所得割課税額77,101円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	9,000 0	8,800 0
D3b	所得割課税額 77,101円未満	25,500 0	25,100 0
D4	所得割課税額 97,000円未満	30,000 0	29,600 0
D5	所得割課税額 116,000円未満	32,000 0	31,500 0
D6	所得割課税額 139,000円未満	39,000 0	38,400 0
D7	所得割課税額 169,000円未満	44,500 0	43,900 0
D8	所得割課税額 211,200円未満	46,500 0	45,800 0
D9	所得割課税額 229,000円未満	54,600 0	53,700 0
D10	所得割課税額 301,000円未満	56,200 0	55,300 0
D11	所得割課税額 397,000円未満	61,000 0	60,000 0
D12	所得割課税額 397,000円以上	80,000 0	78,700 0

副食費の支払いについて

各月初日の在籍児童の 属する世帯の階層区分		1号認定 (幼稚園等)		2号認定 (保育園等)	
階層 区分	定 義	満3歳以上 (副食費)	第1子の 年齢要件	3歳以上 (副食費)	第1子の 年齢要件
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	免除	年齢制限 なし	免除	年齢制限 なし
Ba	A階層を除き市民税非課税世帯 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	免除		免除	
Bb	A階層およびBa 階層を除き 市町村民税非課税世帯	免除		免除	
Ca	市民税所得割非課税(均等割のみ課税) [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	免除		免除	
Cb	市民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	免除		免除	
D1a	所得割課税額48,600円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	免除		免除	
D1b	所得割課税額 48,600円未満	免除		免除	
D2a	所得割課税額60,000円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	免除		免除	
D2b	所得割課税額 60,000円未満	57,700円未満 免除		免除 全額負担 全額負担 免除	
D3a	所得割課税額77,101円未満 [ひとり親世帯等、在宅障害児(者)のいる世帯]	免除		免除	
D3b	所得割課税額 77,101円未満	免除	小学3年 まで	全額負担 全額負担 免除	同時入所 (5歳以下)
D4	所得割課税額 97,000円未満	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	
D5	所得割課税額 116,000円未満	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	
D6	所得割課税額 139,000円未満	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	
D7	所得割課税額 169,000円未満	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	
D8	所得割課税額 211,200円未満	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	
D9	所得割課税額 229,000円未満	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	
D10	所得割課税額 301,000円未満	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	
D11	所得割課税額 397,000円未満	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	
D12	所得割課税額 397,000円以上	全額負担 全額負担 免除		全額負担 全額負担 免除	